

令和5年6月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和5年6月9日（金）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番（代理）田中 輝勇 推進委員 3番 棒引 昭治
4番 中嶋 正行 5番 福嶋 隆 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 2番 鈴木 明 6番 更井 寛司

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 13番 上森 力 19番 峯園 五郎

議 長 皆さんこんにちは、梅の方が大変な事態になってきているので、力を抜くにも抜けない、畑の中にも梅が落ちているという状態で、踏んで通っているような次第でございますけれども、何とか頑張ってこの危機を乗り越えられるように頑張っていきたいと思っております。今日も慎重に議案を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請からまとめて事務局の説明をお願いします。

農振課 南山 田辺農業振興地域整備計画変更申請について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,743㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は348㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。以上2件、編入合計2,091㎡です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,998㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は160㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は消防団車庫です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は570㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農業用施設です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は2,031㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は2.25㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は携帯電話基地局、1,267㎡の内2.25㎡です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,205㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は一般住宅、資材置場です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は612㎡、地目は登記簿が畑、現況が樹園地、申請の理由は資材置場です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は633㎡、他1筆、合計1,387㎡、地目は登記簿が畑、現況が樹園地、申請の理由は資材置場です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇

○、面積は1,029㎡、地目は登記簿が畑、現況が樹園地、申請の理由は資材置場です。12番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は483㎡、地目は登記簿が畑、現況が樹園地、申請の理由は資材置場です。13番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は700㎡、地目は登記簿が畑、現況が樹園地、申請の理由は分譲住宅です。14番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は6.65㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。15番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は6.81㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は分譲住宅です。16番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は641㎡、地目は登記簿、現況共に畑、他1筆、合計783㎡、申請の理由は一般住宅、農業用倉庫です。17番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は113㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅、倉庫です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入2件、編入合計2,091㎡、除外15件、除外合計11,086.71㎡、総計8,995.71㎡です。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は1,329㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。2番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は56㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。3番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は303㎡、他3筆、合計2,306㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農地です。以上3件、編入合計3,691㎡です。4番については、2月の定例会で除外の同意をいただいておりますが、西牟婁振興局とは協議はできていたのですが、県の本庁において、地籍調査が終わっていないということなどで、この土地の形などが分かっていなかったということなどがあり、前回の申請では不同意となりました。今回は地籍調査が終了しまして、面積等が確定したうえでの申請となっております。4番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は2,086㎡、他7筆、合計6,609㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。5番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は247㎡、地目は登記簿が田、現況が雑種地、申請の理由は駐車場用地です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、編入3件、編入合計3,691㎡、除外2件、除外合計6,856㎡、総計3,165㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は300㎡、他5筆、合計1,521.04㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由はレジャー施設用地です。以上1件、除外合計1,521.04㎡です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計1,521.04㎡、総計1,521.04㎡です。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、○○○、○○○○、土地の所在は○○○字○○○○、面積は287㎡、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、申請の理由は農業用倉庫です。以上1件、除外合計

287㎡です。大塔農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計287㎡、総計287㎡です。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は244㎡、地目は登記簿が畑、現況が田、申請の理由は太陽光発電施設です。以上1件、除外合計244㎡です。本宮農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計244㎡、総計244㎡です。以上25件、ご審議の程よろしく申し上げます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、田辺農業振興地域整備計画変更申請から、逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ありません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番、5番異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番から12番について、異議ありません。
- 議 長 はい、13番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。13番異議ございません。14番、15番は隣接の分譲住宅地と一体として利用するというので、異議ございません。16番についても異議ございません。
- 議 長 はい、17番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、17件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番から3番について異議ありません。4番については、只今担当課の方から詳しく説明があったとおりで、異議ありません。5番についても異議ありません。
- 議 長 はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請、5件について異議なしのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、1件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、大塔農業振興地域整備計画変更申請、1件について異議なしのこととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい。それではそのようにさせていただきます。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請について、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、本宮農業振興地域整備計画変更申請、1件について異議なしのこととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続いて、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、80㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和5年7月1日から令和8年6月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、531㎡、他2筆、合計2,258㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和5年7月1日から令和10年6月30日の更新です。合計2件、4筆、2,338㎡、貸し手2名、借り手2名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、利用権の設定2件、異議なしのこととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法等に係る議案は終了いたしました。南山君、山崎君、ありがとうございます。
(農振課 南山、山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番の鈴木明委員さん、代理に田中輝勇推進委員さんがおいででございます。6番の更井寛司委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、13番上森力委員さん、19番峯園五郎委員さんよろし

くお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は38㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は211㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は363㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は1,140㎡、他1筆、合計1,959㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分4分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分4分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分4分の2)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,260㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分2分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分2分の1)、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は55㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は390㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は348㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。1番について異議ありません。

はい、2番

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。2番について異議ありません。

はい、3番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この土地について、〇〇〇〇さんのお父さんの時代から

この田を、〇〇さんが耕作できないということで耕作していました。〇〇〇〇さんの代になっても、耕作していたんですが、5、6年前から休耕田になっておりました。それを今回、〇〇さんから買い受けるということです。異議ありません。

議 長 はい、5番
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、6番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、7番
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、8番
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番について異議ありません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請8件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は340㎡、他1筆、合計868㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場・荷受場、868㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和4年10月14日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査について報告いたします。6月7日に〇〇委員、岡内事務局長、松平係長と私の4人で調査を行いました。調査対象物件は4条申請が1件、5条申請が4件、合わせて5件であります。議案第2号農地法第4条申請につきましては私から報告します。申請人は〇〇〇〇の取締役であり、以前より従業員用駐車場及び荷受場の用地の確保に困っておりました。この度、〇〇〇〇に隣接する当申請地を用地として転用するものです。転用内容につきましては、駐車場が8台分、及び荷受場で、切土及び盛土はありません。整備後における雨水の処理については、自然浸透とするとのことです。申請地に係る隣接同意及び水利組合同意については、それぞれございますので問題ないと判断いたしました。以上で農地法第4条申請の調査報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、現地調査委員のとおり異議ございません。
 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件、異議なしとのことでございます。

委員 全員
議 長

松平 係長

そのように取り計らってよろしいでしょうか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は495㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は476㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は139㎡、他1筆、合計364㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模はモノレール基地で事務所39.02㎡、会議室40.15㎡、トイレ2棟2.70㎡、資材置場・駐車場1,253.13㎡、合計1,335㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は一時転用となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は農用地区域内にある農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は621㎡の内93.31㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資機材搬入路、93.31㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は一時転用となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は農用地区域内にある農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は502㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟、129.18㎡、庭・駐車場、372.82㎡、合計502㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は463㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、109.30㎡、進入路、60㎡、駐車場・庭、293.70㎡、合計463㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は学校等の施設が近くにあり、住宅地が増加しつつある地域にありますので、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番〇〇です。5条申請の調査結果を報告します。1番、申請地は〇〇〇〇より北東へ約450m、現況は田と畑、転用理由、選定理由は、賃借人が運営する送電設備が古くなってきており、また、鉄塔の建て替え工事を行うため、一時的にモノレール基地用地として転用するものです。8ヶ

月の土地賃貸借契約です。転用内容は、モノレール基地（事務所1棟、会議室1棟、資材置場、工具置場、駐車場5台分）切土盛土はなし、排水については雨水は自然浸透とするとのことです。隣接の状況及び周囲への影響としましては、隣接の同意もあり、〇〇水利組合の同意もありますので許可相当と考えます。2番、申請地は〇〇〇〇より北東へ約400m、現況は田、転用理由、選定理由は、賃借人が運営する送電設備が古くなってきており、また、鉄塔の建て替え工事を行うため、一時的に資機材搬入路用地として転用するものです。8ヶ月の土地賃貸借契約です。転用内容は、資機材搬入路（鉄板敷き等）切土盛土はなし、排水については雨水は自然浸透とするとのことです。隣接の状況及び周囲への影響としましては、隣接同意は不要であり、〇〇水利組合の同意もありますので許可相当と考えます。3番、申請地は〇〇〇〇より南西へ約400m、現況は休耕田、転用理由、選定理由は、譲渡人は会社員で農業をしておらず、申請地に隣接する譲渡人所有の既存家屋を取り壊し、その跡地と申請地を一体利用し、分譲住宅用地に転用するものです。転用内容は、分譲住宅（3棟）盛土30cm、排水については、合併処理後、雨水とともに西側及び南側市道側溝へ放流するとのことです。隣接の状況及び周囲への影響としましては、隣接の同意もあり、〇〇水利組合の同意もありますので許可相当と考えます。4番、申請地は〇〇〇〇より北東へ約400m、現況は畑、転用理由、選定理由は、貸人と借人の妻は親子です。娘夫婦はアパート暮らしで、親元に近い新居用地を探していたところ、この度、話がまとまり転用するものです。期間の定めのない土地使用貸借契約です。転用内容は、住宅及び駐車場、盛土35から40cm、排水については合併処理後、雨水とともに西側市道側溝へ放流するとのことです。隣接の状況及び周囲への影響としましては、隣接同意は不要であり、〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意もありますので許可相当と考えます。以上5条4件、報告を終わります。

議 長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番、2番につきましては、現調委員さんの報告のとおり異議ございません。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

はい、3番。〇〇番〇〇です。現調委員さんの説明にあったとおりで異議ございません。はい、4番。〇〇番〇〇です。これは娘さんの実家の近くに家を建てるということで、異議ございません。

議 長
委員 全員

はい、議案3号農地法第5条申請4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長

議案第4号農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条に基づき本市農業委員会の農地利用最適化推

進委員に次の者を委嘱したいので、農業委員会の承認を求めるものでございます。推進委員候補者については「田辺市農地利用最適化推進委員選任に関する規程」に基づき、令和5年4月12日から5月11日までの1か月間、広報4月号及び市ホームページ上において募集いたしました。その結果、定数26人に対して、農業者からの推薦による個人推薦は8人、団体推薦は14人、応募が4人の合計26人が申し込まれました。26人については、お手元にお配りしている議案に氏名、年齢、担当区域、推薦者又は推薦団体名、応募の別を記載していますが、ホームページ上においても公表いたしました。推進委員の委嘱に関しては、法律に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱しなければならない」と書かれておりまして、皆様から提出された、経歴、農業経営の状況、推薦者又は推薦団体からの推薦理由又は応募者の応募理由から判断して、どなたもこの要件は十分に満たしておられると判断しております。逆に、「推進委員となることができない者」として、法律に「破産して未だ復権していない者又は禁固以上の刑に処せられ執行を終わっていない者」とありますが、この要件に関しては、「推進委員になることができない者」に該当していない旨の宣誓書を26人全員から提出して頂いておりますので、資格要件を欠く候補者は26人の中には含まれていないものと考えております。次に、候補者の選考につきましては、「田辺市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程」に基づき、市農業委員会が、瀧本会長を委員長とする推進委員選考委員会に候補者の選考を求めましたところ、本日、定例委員会前に選考委員会を開き、その結果、選考委員4人の合議により、26人全員を推進委員候補者とすることに決定いたしましたことをご報告いたします。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、何かご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、これより一括してお諮りしてもよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、お諮りします。議案書でございます〇〇〇〇さん外25人の候補者について、農地利用最適化推進委員に委嘱することに異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、26人の方を農地利用最適化推進委員に委嘱することと決しました。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は823㎡、他1筆、合計1,411㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5年5月12日、価格は300万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目

は登記簿、現況共に畑、面積は1,782㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5年5月13日、価格は60万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告についてあっせんの顛末をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程事務局の方から説明のありましたとおり、〇〇さんの土地の近くの土地を、〇〇さんが借りて耕作しているので話をしたところ、合わせてこの土地も耕作したいから購入してくれるということで話が進み、売渡希望価格の300万円で成立しました。以上です。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地の隣接農地の所有者さん2人に声をかけたところ、〇〇さんが購入の意思を示しましたのであっせんすることにしました。5月13日に〇〇〇〇で関係者が集まりまして話し合った結果、60万円で成立しました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労様でした。只今の報告第1号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は681㎡の内356.53㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は6,184㎡の内110.04㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、送電鉄塔の建替に伴う鉄塔工事用地への資機材設置及び運搬路の敷設。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は154㎡の内20.97㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用道路20.97㎡、転用面積20.97㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの説明をお願

- いします。
- 松平 係長 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は1, 140㎡、他1筆、合計1, 959㎡、賃貸人は(亡)〇〇〇〇、相続人、〇〇〇、〇〇〇〇(持分4分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分4分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇(持分4分の2)、賃借人は(亡)〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和5年5月8日です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告第4号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。5月の県の農業会議に提出致しました5条申請3件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、土地対策課から案件がございますので説明をお願いします。
- 土地対策課 八木係長 地籍調査を担当しております土地対策課の八木です。よろしくお願いたします。令和4年度で地籍調査を行いました地区の中で、地目が農地から非農地に変わった分について、逆に非農地から農地に変わった分について一覧表を送らせていただいております。1ページ目に令和4年度に地籍調査を行った地区の一覧表を載せさせていただいております。令和4年度には本町、紺屋町から始まり本宮町まで、全部で14地区実施しております。地籍調査におきましては土地の所有者、相続人さんの立会いの下、地籍調査の推進委員さんが一緒になって、土地の境目、筆界というものを確認していただき、まず土地の形を確認していただきます。その後に地目の認定につきましては、事業の実施主体であります土地対策課、田辺市が地目の認定をさせていただいておるところでございます。このような形で地籍調査の中で、農地から非農地、もしくは非農地から農地へ地目が変更される場合、農業委員会に通知、照会させていただくということになっております。こちらに記載させていただいている地区は、去年度現地立ち合いを行っております。2年目に、土地の所有者の方に土地の形や地目、面積を確認していただく閲覧を、令和5年度に実施します。閲覧の段階で何も申出がなければ、この状態が登記されるという形になりますが、何かしらの申出があり、修正があれば面積や地目が変わる可能性があります。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今の案件について、ご意見、ご質問ございませんか。はい、それではお諮りいたします。只今の案件について、承認することとしてよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、異議なしとのことでございます。承認することに決定いたしました。土地対策課の八木係長さん、ありがとうございます。
(土地対策課 八木係長退席)
- 議 長 それではほかに事務局の方から報告があればお願いします。

松平 係長 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の内容について説明

議 長 皆さん、只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 それでは、この内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、異議なしとのことでございます。承認することに決定いたしました。ほかに事務局から何かございませんか。

松平 係長 次期、農業委員さんと推進委員さんの選任につきまして、報告させていただきます。推進委員さんにつきましては、先程、農業委員会の承認をいただきましたので、結果を通知させていただくこととなります。農業委員さんにつきましては、4月12日から5月11日まで申込みを受け付けたところ、定数19人に対して19人の申込みがありました。氏名については、議会の同意を得られておりませんので、控えさせていただきます。19人の委員さんの中で新人の委員さんは7人です。経過についてですが、5月26日に農業委員候補者の評価委員会を開催いたしました。委員のメンバーは林副市長を委員長として、総務部長、農林水産部長、農業振興課長、農業委員会事務局長5人で、19人全員を農業委員候補者とすることに決定し、その結果を市長に報告いたしました。その後、6月1日に議会の正、副議長に報告しております。そして、今月16日から始まります6月議会に人事議案として提案しており、議会最終日の7月7日に審議される予定です。議会の同意が得られましたら本人宛に通知いたします。そして7月20日の総会において、市長から任命されることとなっております。7月20日の予定なのですが、午後2時から別館3階の大会議室において農業委員の任命式を行い、その後総会において会長・副会長・職務代理者の役員を決定します。それが終わった後、3時30分頃からの予定で、会長から推進委員さんに委嘱状をお渡しいただき、その後業務の内容等をお話しいたします。報告は以上です。

議 長 はい、説明分かりましたでしょうか。皆さん、何かございませんか。なければこれで閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

午後3時20分終了